

議案第18号

日野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例の廃止について

日野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例を別紙のとおり廃止する。

令和7年3月4日提出

日野町長 堀 田 淳 一

日野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例の廃止が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

本条例は、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）」第4条の規定に基づき、地方公共団体において学校医等の公務災害補償事業における補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものである。

この学校医等の公務災害補償事業については、令和7年度より鳥取県内15町村の事務を鳥取県町村総合事務組合が共同処理することとなったため、条例についても鳥取県町村総合事務組合において制定し、当該事務を行う権能を失う町においては本条例を廃止する。

2 附則

この条例は令和7年4月1日から施行する。

日野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例を廃止する条例

日野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例（平成14年日野町条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。